障害

※利用者負担額

事業所が指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護支援を提供した際には、利用者またはその扶養義務者から市町村が定める基準に基づく利用者負担額の下記の表の支払いを受けるものとする。

所得区分	世帯の収入状況	月額負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯(所得割額が 16 万円未満の者)	9,300 円
	20 歳未満の指定障害者支援施設入所者及び療養介護の支給決定者で、合算市民税所得割額が 28 万円未満の者	
	市民税課税世帯で、上に掲げる者以外の者	37,200 円

※サービスの利用料、利用者負担金

①居宅介護(身体介護・通院等介助・家事援助)

居宅介護(身体介護) ／ 所要時間	利用料金	利用者負担金
30 分未満	3,725 円	373 円
30 分以上 1 時間未満	5,884 円	589 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,551 円	856 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	9,742 円	975 円
以降 30 分を増すごとに	1,211 円	122 円
通院介助(身体を伴う) ／ 所要時間	利用料金	利用者負担金
30 分未満	3,725 円	373 円
30 分以上 1 時間未満	5,884 円	589 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,551 円	856 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	9,742 円	975 円
以降 30 分を増すごとに	1,211 円	122 円
居宅介護 (家事援助) ／ 所要時間	利用料金	利用者負担金
30 分未満	1,547 円	155 円
30 分以上 45 分未満	2,229 円	223 円
45 分以上 1 時間未満	2,870 円	287 円
1 時間以上 1 時間 15 分未満	3,481 円	349 円
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	4,010 円	401 円
以降 15 分を増すごとに	509 円	51 円

R8.6 月よりサービス利用料金は処遇改善加算 40.2%を含んでおります。

②重度訪問介護

サービス利用時間	利用料金	利用者負担金
1 時間未満	2,565 円	257 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	3,828 円	383 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,100 円	510 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	6,372 円	638 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	7,635 円	764 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	8,897 円	890 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	10,169 円	995 円
4 時間	11,096 円	1,017 円
以後 8 時間未満まで 30 分毎に 85 単位加算	1,170 円	117 円
8 時間	20,787 円	2,079 円
以後 12 時間未満まで 30 分毎に 85 単位加算	1,170 円	117 円
12 時間	30,173 円	3,018 円
以後 16 時間未満まで 30 分毎に 81 単位加算	1,119 円	112 円
16 時間	39,152 円	3,916 円
以後 20 時間未満まで 30 分毎に 86 単位加算	1,191 円	120 円

R8.6 月よりサービス利用料金は処遇改善加算 32.8%を含んでおります。

③同行援護

身体介護を伴う場合　／所要時間	利用料金	利用者負担金
30 分未満	2,779 円	278 円
30 分以上 1 時間未満	4,397 円	440 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,352 円	636 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	7,299 円	730 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	8,245 円	825 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	9,202 円	921 円
3 時間	10,149 円	1,015 円
以後 30 分増す毎に加算	956 円	96 円

R8.6 月よりサービス利用料金は処遇改善加算 40.2%を含んでおります。